平成30年度袖ケ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会

- 1 開催日時 平成30年10月10日(水) 午後1時30分開会
- 2 開催場所 学校給食センター2階食育ルーム

3 出席委員

| 委員長 | 石井 俊一 | 委員 | 佐野 功 |
|-----|--------|----|--------|
| 委員 | 林 健司 | 委員 | 横田 智子 |
| 委員 | 庄司 三喜夫 | 委員 | 柏木 喜男 |
| 委員 | 齋藤 智史 | 委員 | 大工原 紘子 |

4 出席職員

| 学校教育課主査 | 式地 | 智子 | 学校栄養職員 | 井上 | 千香子 |
|---------|-----|-----|--------|----|-----|
| 上席栄養士 | 室武 | 由香子 | 栄養士 | 黒川 | 裕子 |
| 主任栄養士 | 竹田(| 悠里 | | | |

5 傍聴定員と傍聴人数

| 傍聴定員 | 5名 | 傍聴人数 | 0名 |
|------|----|------|----|
|------|----|------|----|

6 次第

- (1) 開会の言葉
- (2) 教育部長挨拶
- (3)報告

平成30年度学校給食食物アレルギー対応状況の報告

- 1 小中学校別学校給食食物アレルギー対応申請児童生徒の数
- 2 学校給食食物アレルギー対応申請の原因食物
- (4) 議事

「袖ケ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の一部改定について

- (5) その他
- (6) 閉会の言葉

7 報告及び議事

| 式地主查 | 本日はお忙しい中、袖ケ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会にご |
|------|-----------------------------------|
| | 出席いただき、誠にありがとうございます。 |
| | ただいまより、平成30年度袖ケ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委 |

| | 員会を開催いたします。 |
|------|--|
| | 初めに教育部長よりごあいさつをお願いします。 |
| | あいさつ (省略) |
| 式地主査 | 有難うございました。 |
| | 新任委員の紹介(省略) |
| | 本日、欠席委員無し、出席委員8名となり過半数の委員の出席があります |
| | ので、袖ケ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱第6条第2 |
| | 項の規定により、本会議は成立となります。 |
| | それではただ今から報告に移りたいと思いますが、進行につきましては、 |
| | 袖ケ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱第6条第1項によ |
| | り、石井部長に議長をお願いいたします。 |
| 石井議長 | それでは要綱に従いまして、議長を務めさせていただきます。 |
| | 会議に先立ち報告いたします。本委員会は市附属機関等の会議の公開の対 |
| | 象となっており、市広報により市民に周知を図ったところですが、傍聴希望 |
| | 者はありませんでした。 |
| | それでは、早速報告に入りたいと思います。報告につきましては、配付し |
| | た会議次第に沿って、事務局からの説明、その後委員からの質疑の順で進め |
| | てまいります。 |
| | それでは始めに、3 報告「平成30年度学校給食食物アレルギー対応状 |
| | 況の報告」について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 【報告に関する説明】 |
| 石井議長 | ありがとうございました。 |
| | 説明が終わりましたので、これより質疑及び意見をお受けします。 |
| | 質疑なし |
| 石井議長 | 質疑はないようですので、議事に進みたいと思います。 |
| | 4 議事「袖ケ浦市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」の一部改定に |
| | ついて、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 【議題に関する説明】 |
| 石井議長 | 説明が終わりましたので、これより質疑及び意見をお受けいたします。 |
| 庄司委員 | マニュアルの4 対応の流れの(1)食物アレルギー調査のところで、就学 |
| | 時健康診断を他市で受けて、その後本市に転入してくる新一年生がいます。 |
| | 改定前だと転入時は随時と書いてあるのでそれに該当すると思いますが、新 |
| | 一年生はその前の段階では学校には来ないので、この3つある様式の配付は |
| | どこが主体に行うものですか。新規発症・診断及び転入時は随時と書いてあ |
| | ればそういう位置づけとされるが、それを削除してしまった場合はどこが主 |
| | 体となってどの時期に配付するのでしょうか。 |

| 石井議長 | 今の意見に対していかがですか。 |
|------|--|
| 事務局 | 転入時は随時というところをまとめてしまうと、どこが主体となって動く |
| | かの位置づけが曖昧になってしまうということですよね。 |
| 庄司委員 | 新入生は入学の手続きで学校には来ますが、どちらが主体で動くのでしょ |
| | うか。学校に来るタイミングとすると、転入時の随時を残した方がよいので |
| | はないでしょうか。 |
| 事務局 | この言葉については残す方向で検討します。今庄司委員がおっしゃられて |
| | いた、どちらが主体かというのはこれだけではわからないですね。 |
| 庄司委員 | それは運用の中で行う、ということでもいいのかもしれませんが。 |
| 事務局 | ありがとうございます。この状況については想定していませんでしたので、 |
| | 修正いたします。 |
| 齋藤委員 | これに関連してですが、去年奈良輪小で2月か3月に食物アレルギー対応 |
| | で追加となった子がいまして、そのとき学校にまだ入っていないのに主体が |
| | 学校ではおかしいという話になり、君津市から来たんですけれども、市教委 |
| | 同士で就学時健診どうでしたかとか、アレルギーの聞き取りをやってません |
| | か、とかのやり取りをしました。就学に関する書類は市教委同士では渡せな |
| | いので、お母さんにいったん渡されたのを袖ケ浦市教委に持っていくよう伝 |
| | えました、と君津市に言われ、給食センターが主体もおかしいし、会場は奈 |
| | 良輪小でやりましたが、結局は就学時指導担当がお母さんと連絡を取り合いま |
| | した。なので、主体は学校教育課が学校と保護者に連絡をいれ、やりとりを行う |
| | ようになると思います。そのようなことがあるので随時対応を入れておかないと |
| | いけないと思います。 |
| 事務局 | マニュアルについては転入のことも頭に入れて見直します。 |
| 石井議長 | 就学時健康診断後の転入は、今後も同じようケースが考えられるので検討 |
| | をお願いします。 |
| | 他に意見はありますか。 |
| 柏木委員 | 今のお話ですが、進級時や転入時など、途中で申請が出てきたときは学校 |
| | へ行かせていただき、家庭の事情なども考慮し、負担にならないようケース |
| | バイケースで対応させていただきます |
| 石井議長 | 新規発症の場合にも考えられるので、その辺も対応していただきたい。 |
| | 他に意見はありますか。 |
| 横田委員 | 今まで説明会を開催していたので、11月頃説明会があることを家庭に伝 |
| | えていました。それで全体に周知していると思っていましたが、これからは |
| | 新小学一年生以外にはアレルギーの相談を受けてもらえることをどのように |
| | 周知すればよいのでしょうか。保健だよりで周知もできますが、給食だより |
| | でこんなことをやっていると周知してもらえたらと思います。 |

| 柏木委員 | その件につきましては私どもも考えておりました。給食だよりは全家庭に |
|----------------------|------------------------------------|
| | 配布する一番の情報発信の機会ですので、11月にはアレルギーの相談に関 |
| | する内容を載せていきたいと思っています。 |
| 事務局 | 参考で、今までの説明会への参加者数について報告させていただきます。 |
| | 初年度で53名の参加、27年度で31名、28年度は20名、昨年度29 |
| | 年度は17名の参加でした。在校生の参加者数が、27年度は8名、28年 |
| | 度は4名、昨年度は3名の参加でございます。周知はもちろん大事ですが、 |
| | 参加者数は大変少なくなってきていますので、先ほど所長からもありました |
| | ように個別の対応を図っていけたらと思います。 |
| 庄司委員 | これはやれと言うことではないですが、小学生の男の子はお便りを配った |
| | らランドセルの奥で蛇腹になっていることがあるので、紙を配ったら周知し |
| | たということではなく、アピールも込めて広報等でも周知したらよいのでは |
| | ないですか。 |
| 柏木委員 | 確かにそのようなこともあるので、何らかの方法で周知していきたいと思 |
| | います。 |
| 齋藤委員 | 給食費の集金袋は学校ごとに違うのですか。 |
| 柏木委員 | 基本的な様式はありますが、学校によって変えているところもあるので少 |
| | しずつ違います。 |
| 齋藤委員 | 給食センターが一括で作っているものではないのですね。集金袋の裏にそ |
| | のアレルギー対応の案内をのせたらと思ったのですが。 |
| 柏木委員 | 給食だよりは何か月かに一回の配布ですが、献立表は毎月の配布ですので、 |
| | 空いているスペースに少し目立つように載せて活用することもできます。 |
| 石井議長 | 全家庭に周知できる方法をとってほしいと思います。 |
| | 他に意見はありますか。 |
| | 質疑無し |
| 石井議長 | 他にご意見がなければ、マニュアルの改定について、内容を一部修正した |
| | うえで改定してよろしいか賛成の方の挙手を求めます。 |
| | 全員賛成 |
| 石井議長 | 全員賛成ですので、これにより4議事「袖ケ浦市学校給食食物アレルギー |
| | 対応マニュアル」の一部改定については承認されました。 |
| | 本日予定しておりました議事はすべて終了しました。これにて議長の任を |
| + ub -> * | 解かせていただきます。 |
| 式地主査 | 皆様ありがとうございました。次第の5 その他になりますが、事務局から |
| | はその他ございませんが、委員さんから何かご意見等ありますか。 |
| | なければこれにて平成30年度袖ケ浦市学校給食食物アレルギー対応検討 |
| | 委員会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。 |

平成30年度学校給食食物アレルギー対応状況の報告

1. 小中学校別学校給食食物アレルギー対応申請児童生徒の数(表1)

平成30年度7月末時点学校給食の食物アレルギー対応を希望する児童生徒数は表 1のとおりです。この数は全児童生徒数の1.1%にあたります。なお、給食対応を申請していない児童生徒もおり、実際の食物アレルギー有病者数はこの数より多く在籍しています。平成30年2月26日開催「平成29年度袖ケ浦市学校給食食物アレルギー対応検討委員会」において新年度の食物アレルギー対応児童生徒の検討をしたところですが、その後、年度途中の申請が6件ありました。緊急の対応にあたるため、本委員会を開催せず、教育委員会内において決裁を受けましたので併せて報告いたします。追加承認された児童生徒の状況は表2のとおりです。

(表 1)

| | | (2(2) | | |
|------|------------|-------------|---------|-------|
| 兴长友 | レベル1 | レベル 2 | レベル 3 | アレルギー |
| 学校名 | (詳細な献立表対応) | (一部•完全弁当対応) | (除去食対応) | 対応合計 |
| 昭和小 | 6 | 2 | | 8 |
| 長浦小 | 8 | 2 | 1 | 11 |
| 根形小 | 1 | 4 | 1 | 6 |
| 中川小 | 3 | 1 | | 4 |
| 平岡小 | | | | 0 |
| 幽谷分校 | | | | 0 |
| 蔵波小 | | 10 | 2 | 12 |
| 奈良輪小 | | 6 | | 6 |
| 計 | 18 | 25 | 4 | 47 |
| 昭和中 | | 1 | | 1 |
| 長浦中 | 1 | 1 | | 2 |
| 根形中 | | | | 0 |
| 平川中 | 2 | | | 2 |
| 蔵波中 | | 3 | 1 | 4 |
| 計 | 3 | 5 | 1 | 9 |
| 合計 | 21 | 30 | 5 | 56 |

(表2)

| 学村 | 交名 | 学年 | 性別 | 保護者申 請及び校 内対応検 討レベル | 食物アレルギー原因食物 | 食物ア レル ギー病 型 | 学校における配慮等 一部抜粋 | エピペ ンの 有無 | 申請日 |
|-----|-----|-----|----|------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|--|-----------------|------------|
| 長浦 | 小学校 | 1年生 | 男 | レベル1 | カシューナッツ | 即時型 口腔アレル キ゛ー症候群 | ナッツ類が出た日は、ナッツ類 を除去し、保健室で喫食させ る。 | 有 | 平成30年5月24日 |
| 長浦 | 小学校 | 4年生 | 男 | レベル2 | エビ、カニ | 即時型 | エビ・カニを除去した後のエキスを摂取した日は昼休みの運動を控え、体調に変化がないかを 観察する。 | 無 | 平成30年6月4日 |
| 蔵波 | 小学校 | 1年生 | 男 | 解除 | 落花生、種実 類・木の実類 (全般) | 即時型 | 食物経口負荷試験の結果、 ナッツ類の制限が解除となった ため。 | 無 | 平成30年4月16日 |
| 奈良輪 | 小学校 | 1年生 | 男 | レベル2 | 鶏卵、カニ、いくら | 即時型 | 「学校の食物アレルギー対象者 の対応」に従い、食物アレル ギーの緊急時対応を図る。 | 無 | 平成30年3月26日 |
| 昭和 | 中学校 | 2年生 | 男 | レベル2 | エビ | 即時型 食物依存性 運動誘発ア ナフィラキ シー | 対応するものがある日は朝の 打ち合わせで周知する。 | 有 | 平成30年5月31日 |
| 長浦 | 中学校 | 2年生 | 女 | レベル2 | りんご | 即時型 | アレルゲンの入っている献立メニューを事前に確認し、本人へ 伝える。保護者とも確認する。全 職員で情報を共有する。 | 無 | 平成30年4月18日 |

2. 学校給食食物アレルギー対応申請の原因食物

学校給食食物アレルギー対応の申請は、鶏卵(19人)、落花生(16人)、かに(12人)、えび(9人)、乳(8人)の順に多く申請があります。献立を立てる際には同一日に同じ原因食物が重複しないか、などの検討を行いながら対応しています。

| 袖 | ケ浦 | 市学校給食食物アレルギー対応マニュアルの一部を修正する新旧対照表 |
|----|----|---|
| 目: | 次 | |
| 0 | Π | 袖ケ浦市学校給食における食物アレルギーの対応・・・・・・・・・・・・・・2 |
| 0 | VI | 給食対応フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 |

改定のポイント

平成26年度から学校給食の食物アレルギー対応に関する説明会を年1回開催していたが、参加者のほとんどが新小学1年生であり、保護者は学校や学校給食センターに何度も足を運ばなくてはならない。保護者の負担軽減を図るため、説明会を廃止し、就学時健康診断会場において全体説明と個別に相談・申請ができる体制を構築する。それに伴い一部マニュアルを改定するものである。

また、食物アレルギーの対応について一部実態と合わない点を見直すものである。

- 1. 対応の流れにおいて説明会を削除し、就学時健康診断の対応を追記した点。
- 2. 申請書類の提出と個別面談の項目が分かれていたことにより、別日にそれぞれを行っていた学校があったことから、同一項目にすることで申請と面談を同一日に行うことが可能になり、学校と保護者の負担が軽減される。
- 3. 手順が変わったことにより対応のフローを改定した点。

進級児童生徒の内、食物アレルギー対応が解除になった場合は「食物ア

| □ 相グ浦市学校給食における食物プレルキーの対応 | |
|---|--|
| 改定後 | 改定前 |
| 4 対応の流れ (1)食物アレルギー調査 (10月~11月) | 4 対応の流れ (1)食物アレルギー調査(新小学校1年生:10月 進級時:11月 新規発症・診断及び転入時:随時) 市教育委員会から、新小学校1年生の保護者に送付される就学時健康診断の案内書類に、「学校給食食物アレルギー対応説明会」に関する案内文を併せて送付し、説明会の参加の有無について就学時健康診断時に提出するよう依頼します。 食物アレルギーを有する進級児童生徒には、学校から11月上旬に「学校給食食物アレルギー対応説明会」に関する案内文を配布し、食物アレルギー対応説明会の参加の有無について期日までに学校に提出するよう依頼します。 |
| (2) 学校給食における食物アレルギー関係書類の配付(10月~11月) 学校給食センターは、就学時健康診断会場において「食物アレルギーに 関する調査票」から食物アレルギーの有無を把握し、食物アレルギーの ある児童の保護者に状況の聞き取りを行います。聞き取り内容から必要に 応じて「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号】」及び「学校生活管 理指導表【様式第3号】」を配付します。 学校は、食物アレルギーを有する進級児童生徒に「食物アレルギー対応 給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式 第3号】」を配付します。 | (2)食物アレルギー対応内容の説明会開催と関係書類の配布(12月) 説明会の参加申し込みがあった保護者に対し、学校給食センターは学校 給食における食物アレルギーの対応について、「学校給食食物アレルギー対 応説明会」を開催します。説明を聞いた上で、学校給食での食物アレルギー対応を希望する保護者に対し、「食物アレルギー対応給食申請書【様式第 1号】「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を配布します。 説明会に参加できない保護者には、個別に対応します。 |
| (3) 申請書類の提出・個別面談の実施(12~2月) (P.9 Ⅲ「保護者との個別面談」参照) 学校給食における食物アレルギー対応を希望する保護者は、学校を通じて「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号】」「食物アレルギー対応 給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式 第3号】」を提出します。 | (3) 申請書類の提出 <u>(1月~2月)</u> 学校給食における食物アレルギー対応を希望する保護者は、学校を通じて「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号】「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表【様式第3号】」を提出します。 <u>学校は申請書類を取りまとめ、市教育委員会に提出</u> |

進級児童生徒の内、食物アレルギー対応が解除になった場合は「食物ア

します。

| 一個が流り子以他及及物がした。 | グルバーエブル(比较致) |
|------------------------------------|---|
| 改定後 | 改定前 |
| レルギー対応給食 解除申請書【様式第7号】を提出します。 | レルギー対応給食解除申請書【様式第7号】を提出します。 |
| 学校は、「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号】」「食物アレルギ | |
| 一対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表 | |
| 【様式第3号】」の提出を受け、保護者と個別面談を行います(新中学1年 | |
| 生の面談は、小学校から引き継ぎを受けた上で受け入れ中学校で面談を行 | |
| <u>います)。</u> | |
| 個別面談では、対象の児童生徒と保護者の情報を詳細に得ること、申請 | |
| 内容を正しく把握することに努め、保護者に学校給食の提供までの流れや | |
| 学校及び学校給食センターの現状を伝えます。 | |
| 学校はこれらの申請書類を取りまとめ、市教育委員会に提出します。 | |
| (4)(3)に記載 | (4) 個別面談の実施(1~2月)(P.9 Ⅲ「保護者との個別面談」参照) 学校は、「食物アレルギー対応給食申請書【様式第1号】「食物アレルギー対応給食 実施・変更申請書【様式第2号】」及び「学校生活管理指導表 【様式第3号】」の提出を受け、個別面談の日程を保護者と調整します。 個別面談では、対象の児童生徒と保護者の情報を詳細に得ること、申請内容を正しく把握することに努め、保護者に学校給食の提供までの流れや学校及び学校給食センターの現状を伝えます。 新中学1年生の面談は、小学校から引き継ぎを受けた上で受け入れ中学校で面談を行います。 |
| | |

○ VI 給食対応フローチャート

改定後 改定前 1 年間フローチャート 1 年間フローチャート 【A.新小学校1年生/B.進級時】 【A.新小学校1年生/B.進級時】 新小学 進級児 新小学 准級児 学校給食 校1年 童生徒 学校 学校給食 校1年 童牛徒 時期 学校教育課 学校 時期 学校教育課 センター 生の の センター 生の 保護者 保護者 保護者 保護者 8 月下旬 新小学校1年 就学時健康診断の (1) 10 月~11 ~9 月中 生 · 進級児童生徒 通知と併せて、「食物 護者に 旬 に対し、「学校給食 アレルギーに関する 配布。 (2) 食物アレルギー対 調査票」を郵送。 就学時健 応説明会」に関す 康診断 (新 受付時、調査票を ■全員 る案内文(参加申 小学校1 回収する。 回収した調査票 調查票 込書付) の配布準 年生) から聞き取りを行 を提 出。 10 月中 就学時健康診断資 全保 学校給食対応を 説明会の 料の中に、説明会に 護者に 希望する児童には 案内通知 関する案内文を併せ 配布。 学校給食における (新小学 て郵送。 食物アレルギー対 校 1 年 (1) 応の関係書類を配 生) 付する。 【様式第 1 号食物 アレルギー対応給 受付時、説明会参 10月中旬 食申請書】 ~11 月 加申込書を回収す 全員 【様式第 3 号学校 中旬 説明会 生活管理指導表】 参加申 「保健調査票」の を配付。 説明会 込書を 設問項目と照会し、 10 月~11 進級児童生徒の食 参加申し 食物アレルギーを有 提出。 物アレルギーを有す 病院 込み する児童生徒には全 る保護者に【様式第 を受診 【様式第2号食物ア 2 (新小学 員説明会の参加の有 進級児童 2号食物アレルギー レルギー対応給食 し、診 (6) 校 1 年 無について確認をす 察を受 生徒にお 対応給食実施・変更 実施・変更申請書】 申請書】【様式第3号 ける食物 【様式第3号学校 ける。 11 月中 参加申込書をまと 食物アレルギー アレルギー学校生活管理指導 生活管理指導表】 めて、学校給食セン を有する児童生徒 一対応の 表】の配付・回収及 を各家庭に配付。 説明会の ターに連絡。説明会 で、説明会に参加 関係書類 び校内食物アレルギ 参加確認 に参加できない児童 しない家庭に対 一検討委員会の開 の配付 (新小学 生徒の保護者を抽出 し、給食対応につ 催・報告を学校長あ 校 1 年 し、給食センターへ いて説明の電話を てに依頼する。 情報提供する。 入れる。

| 改定後 | | | | | | 改定前 | | | | | | |
|--------------------------------------|----------------------|--|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------------------|--|---|--|-------------------------|------------------------|--|
| 時期 | 学校教育課 | 学校申請を受けて保 | 学校給食 センター | 新小学 校1年 生の 保護者 | 進級児 童生徒 の 保護者 | 時期 | 学校教育課 | 学校 | 学校給食センター | 新小学 校1年 生の 保護者 | 進級児 童生徒 の 保護者 | |
| 11月~ 1月 申請書類 の集約・確認 | | 護者と面談の調整をする。 食物アレルギーを有する児童生徒で申請書類等の提出がない家庭に申 | ⑦ 8 | 様式 第1,3号 を学校 に提出 | 様式第 2,3号 を学校 に提出 | 11月上旬 説明会の 案内通知 (進級児 童生徒) | 学校長あてに進程 児童生徒の食物アレ ルギーを有する保護 者に説明会案内文の 配布を依頼する。併 せて今後の学校の対 応の流れについて通 | アレルギー対応説 列会」に関する案内 文(参加申込書付) を対象児童生徒に 配布。 | 献立表、給食だより、ホームページを通して説明会の情報を対象児童生徒以外にも提供する。 | 6 | > 参加 | |
| 1月中 | 9 | 請の有無を確認する (新小学校)年生を含む)。 食物アレルギー対応希望者一覧表 | | する。 | する。 | <u>ال</u> | 知する。 学校給食センタ へ情報提供。 | 学校教育課に提出。 | 全体の説明会参加者をまとめる。 | 8 | の有無 を提出 する。 | |
| 申請書類の取りまとめ | 学校給食センター へ情報提供。 ① | を学校教育課へ提出。 ① ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ | > (1) | -> | -> | 説明会 | 説明会の開催 必要者に【様式第 1号 食物アレルギ 一対応給食申請書】 【様式第2号 食物 アレルギー対応給食 実施・変更申請書】 | | 説明会の開催 必要者に様式第 1,2,3号を配布。 不参加の新小学 校1年生には、必 要に応じて電話で 状況を聞き取り、 | 希望者 参加 | 希望者 参加 | |
| 1 1月~ 1月 | 面談 | 面談 【様式第4号面談記 録票及び個別対応 | 面談 12 | 面談 | 面談 | | 【様式第3号 学校 生活管理指導表】を 配布。 | | 申請書類等を配布する。 | | | |
| 面談 2月中 校内食物 アレルギ ー対応委 | 必要に応じて出席する。 | 票】にまとめる。 面談結果に基づき、校内食物アレルギー対応委員会を 開催し、対応について検討する。 | 必要に応じて出席する。 | | | 12月下旬 説明会内 容・参加 者の情報 共有 | | 参加しなかった 在校生については、 学校より様式1~3 号を配布する。 (1) | 説明会説明内 容・参加児童生徒 の情報を学校に通 知し、情報を共有 する。 | 12 | | |
| 員会の開催 | ← | (機両りる。 様式第1~4号、 「校内食物アレルギー対応委員会報告書」を学校教育課 に提出する。 | | | | 1月中旬 申請書類 の提出・ 確認 | | 申請を受けて保 護者と面談の調整 をする。 食物アレルギー を有する児童生徒 | (3) | 様式 第1,3号 | 様式第 2,3号 | |
| 2月 食物アレルギ -対応検討 委員会開 催通知 | ← | (上) | アレルギー対応 検討委員会開催の 通知を出す。 | | | | | で申請書類等の提 出がない家庭に申 請の有無を確認す る (新小学校1年生を含む)。 | (4) | を学校 に提出 する。 | を学校 に提出 する。 | |

| 改定後 | | | | | | | 改定前 | | | | | | |
|--|---|----------------------|---------------------------------------|-------------------------|------------------------|---|--------------------------|---|--------------------|-------------------------|------------------------|--|--|
| 時期 | 学校教育課 | 学校 | 学校給食センター | 新小学 校1年 生の 保護者 | 進級児 童生徒 の 保護者 | 時期 | 学校教育課 | 学校 | 学校給食 センター | 新小学 校1年 生の 保護者 | 進級児 童生徒 の 保護者 | | |
| 3月上旬 食物 ア レ ル ギ-対応 検討委員 会の開催 | 食物アレルギー対応検討委員会 様式第 1,2,3,4 号、その他の資料に基づき、対象となる児 童生徒ごとの対応を検討し、決定する。 | | | | | 1月中申請書類の取りまとめ | | 校教育課へ提出。 学校教育課、学校 学校教育課、学校 おいます。 | (I) (B) | | ,,,,,,, | | |
| 3 月中旬から下旬 | | | 委員会で決定され た事項に対し、【様 | | | | 学校給食センター へ情報提供。 | 給食センターと面 → 談日の調整をする。 | * | | → | | |
| 決定通知 | | | 式第5号食物アレル ギー対応給食決定通 | | | 2月中 | 面談 | 面談 面談結果を【様式 | 面談 | 面談 | 面談 | | |
| の作成 | | | 知書】を作成し、市 教育委員会内で承認 を受ける。 | | | 面談 | | 第4号 面談記録票 及び個別対応票】に まとめる(保護者に | 19 | | -> | | |
| 3月中旬 | | | 新小学校1年生に | (15) | | 2月中旬 | | 内容確認の署名)。 面談結果に基づ | | | | | |
| から下旬 対応の決 定 | | | 様式第5号を発送。併 せて【様式第8号食物 アレルギー用詳細献 | → | | まで | 必要に応じて出席 する。 | き、校内食物アレル ギー対応委員会を開 | 必要に応じて出 | | | | |
| 食物アレルギー対 | | ← (16) | 立表】を送付 ■ 進級児童生徒に様 式第5号、8号、【様 | | | 校内食物アレルギー対応委 | 2 | 催し、対応について 検討する。 (校内食物アレル | 席する。 | | | | |
| 応献立表 の配布 | | 様式第5号を | 式第 9 号除去食献立 表】を学校へ配布。 | | | 員会の開催 | | ギー対応委員会学校 給食に関する報告 書」を学校教育課に | | | | | |
| | | 進級児童生徒 に配布する。 | 17 | | | 2 月上旬 | | 提出する。 | アレルギー対応 | | | | |
| | | 様式第 8,9 号を進級児童生徒に配布。 | | | > | まで食物アルバー対応検討委員会開催 | ← | 20 | 検討委員会開催の 通知を出す。 | | | | |
| 4月中旬 除去食献 立表の配 | | € (18) | 新小学校 1 年生分様式第 9 号の作成、学校配布。 | | | 通知 3月中旬 食物アレル | 食物アレルギー対応 様式第 1.2.3.4 | | づき、対象となる児 | | | | |
| 布 (新小学 校1年生) | | 様式第 9 号の 配布 | (19) | → | | 食物アレル 様式第 1,2,3,4 号、その他の資料に基づき、対象となる児 キー対応 童生徒ごとの対応を検討し、決定する。 検討委員 会の開催 | | | | | | | |

| 改定後 | 改定前 | | | | | | | |
|-----|-----------------------------------|------------------|-----------------------------------|---|-------------------------|------------------------|--|--|
| | 時 期 | 学校教育課 | 学校 | 学校給食 センター | 新小学 校1年 生の 保護者 | 進級児 童生徒 の 保護者 | | |
| | 3 月中旬 から下旬 決定通知 の作成 | | | 委員会で決定され た事項に対し、【様 式第5号 食物アレ ルギー対応給食決定 通知書】を作 成し、市教育委員会 内で承認を受ける。 | | | | |
| | 3月中旬 から下旬 対応の決 定 食物アレ | | Q: | 新小学校1年生に 様式第5 号を発送。 併せて【様式第8号食 物アレルギー用詳細 献立表】を送付 | | | | |
| | ルギー対 応献立表 の配布 | | 様式第5 号を進級児童 生 徒に配布する | ■ 進級児童生徒に様 式第5号、8号、【様 式第9号 除去食献 立表】を学校へ配布。 | | | | |
| | | | 様式第 8,9 号 を 進 級 児 童 生 徒に配布。 | 24 | | → | | |
| | 4月中旬 除去食献 立表の配 布 | | 様式第 9 号の |) 新小学校 1 年生分 様式第 9 号の作成、 学校配布。 26 | | | | |
| | (新小学 校1年生) | ≫断時及び転み時にへい | 配布 | ▲ 上同様速やかに対応するこ | → | | | |
| | ※利 | ≥肉□寸及い転入□寸(⊂*)√√ | ○『は、利小子仪 1 年』 | ±旧保歴でから対応する〜 | C 0 | | | |